

# 伊東市の予防接種



令和5年4月1日現在

【お問合せ】伊東市健康推進課 予防接種担当 ☎0557-32-1584

ワクチンの種類		接種回数		公費助成で接種できる年齢	標準的な接種時期	接種間隔	備考	通知送付時期		
不活化ワクチン	ヒブ	4回	初回	1回目 2回目 3回目	生後2か月～5歳に至るまで	生後2か月～7か月に至るまでに初回1回目を接種	接種開始時期によって接種回数と接種間隔が異なります。詳細は「ヒブワクチン接種フローチャート」をご確認ください。			
			追加							
不活化ワクチン	小児用肺炎球菌	4回	初回	1回目 2回目 3回目	生後2か月～5歳に至るまで	生後2か月～7か月に至るまでに初回1回目を接種	接種開始時期によって接種回数と接種間隔が異なります。詳細は「小児用肺炎球菌ワクチン接種フローチャート」をご確認ください。			
			追加							
生ワクチン	BCG	1回		1歳に至るまで	生後5か月～8か月に至るまで					
不活化ワクチン	B型肝炎	3回	1回目	2回目 3回目	1歳に至るまで	生後2か月～9か月に至るまで	27日以上 1回目から139日以上	HBs抗原陽性の母親から生まれ、健康保険によりB型肝炎ワクチンを接種した方は、公費負担の対象外となります。		
			2回目							
			3回目							
生ワクチン	ロタウイルス(飲むワクチン)	ロタリックス(1価)	2回	1回目 2回目	生後6週～24週	生後2か月～14週6日までに1回目を接種	27日以上	生後15週以降の初回接種は、腸重積症の好発年齢と重なるためお勧めしていません。原則として、途中からワクチンの変更はせず、最初に接種したワクチンを続けて接種します。		
		ロタテック(5価)	3回	1回目 2回目 3回目	生後6週～32週					
不活化ワクチン	四種混合	ジフテリア 百日咳 破傷風 ポリオ	4回	1期初回	1回目 2回目 3回目	生後2か月～7歳半に至るまで	生後2か月～1歳に至るまで	20日以上(標準的には20～56日)		
				1期追加						初回3回目接種後1年～1年半に至るまで
不活化ワクチン	二種混合	ジフテリア 破傷風	1回	2期	11歳以上13歳未満	11歳～12歳に至るまで		四種混合の2期に当たります。	11歳になる前月末	
生ワクチン	麻しん風しん混合		2回	1期	1歳～2歳に至るまで				1歳になる前月末	
				2期	小学校就学前1年間				6歳になる年度の前年度末	
生ワクチン	水痘		2回	1回目	1歳～3歳に至るまで	生後12か月～15か月に至るまで	3か月以上	すでに水痘にかかったことがある方は、公費負担の対象外となります。	1歳になる前月末	
				2回目						1回目接種後6か月～12か月に至るまで
不活化ワクチン	日本脳炎		4回	1期初回	1回目 2回目	生後6か月～7歳半に至るまで	3歳～4歳に至るまで	6日以上(標準的には6～28日)	平成19年4月1日以前に生まれた方は、1期と2期の不足分を20歳になる前日まで公費で接種できます。平成19年4月2日～平成21年10月1日の間に生まれた方は、1期の不足分を9歳～13歳未満の間に公費で接種できます。	3歳になる前月末
				1期追加						
				2期	9歳以上13歳未満	9歳～10歳に至るまで			9歳になる前月末	
不活化ワクチン	HPV ※女性のみ	サーバリックス®(2価)	3回	1回目	2回目 3回目	12歳になる年度の初日から16歳になる年度の末日まで(小学6年生～高校1年生)	13歳になる年度(中学1年生)	1か月 1回目から6か月	左記の間隔で接種ができない場合は、1か月以上の間隔をおいて2回接種後、1回目から5か月以上、かつ2回目から2か月半の間隔をおいて1回接種します。	12歳になる年度の前年度末
				2回目						
				3回目						
		ガーダシル®(4価)	3回	1回目	2回目 3回目			2か月 1回目から6か月	左記の間隔で接種ができない場合は、1か月以上の間隔をおいて2回接種後、2回目から3か月以上の間隔で1回接種します。	
				2回目						
		シルガード®9(9価)	2回 または	1回目	2回目 3回目			6か月 2か月	15歳までに1回目を接種する場合 ※1回目と2回目の接種間隔が5か月未満である場合、3回目の接種が必要となります。	
				2回目						
※1回目の接種時期により接種回数が異なります	3回	2回目	2回目 3回目			15歳以上で1回目を接種する場合				
3回目										
キャッチアップ接種対象者		平成9年4月2日～平成20年4月1日の間に生まれた方は、未接種分を令和7年3月31日まで公費で接種できます。					令和4年度			

出生届の時窓口で手渡し



- ★異なる種類のワクチンの接種間隔:注射生ワクチン接種後は他の注射生ワクチン接種まで27日以上あけてください。同時接種は医師が認める場合は可能です。
- ★新型コロナワクチン接種する場合は、他の予防接種と前後13日以上の間隔をあけて接種してください。
- ★市外での接種を希望する方には依頼書等の必要書類を発行します。接種予定日の1週間以上前に健康推進課へご連絡ください。

